

加入者の皆様へ

「マイナ保険証」への移行について

令和6年12月2日から、原則として「マイナ保険証」での受診に切り替わりました！

全国労働金庫健康保険組合

令和7年6月16日現在

1. 「マイナ保険証」への移行概要

従来の「健康保険証」は、令和6年12月2日に新規発行及び再交付を終了、廃止となり、医療機関等へ受診する際は、「マイナ保険証」の提示が原則となりました。

なお、廃止日前に保有している「健康保険証」は、令和7年12月1日までの利用を可能とする経過措置が設けられています。

また、令和6年12月2日以降に加入手続を行う方で、マイナンバーカードを未取得の方や「マイナ保険証」の利用登録を行っていない方等については、原則、健保組合への申請により交付を受けた「資格確認書」を医療機関等へ提示することで、保険診療を受けられます。

『マイナ保険証』とは

マイナンバーカードに健康保険証利用登録を行うことで、健康保険証として利用できるようになったマイナンバーカードです。

『資格確認書』とは

「マイナ保険証」によるオンライン資格確認を受けることができない状況の方について、医療機関等へ提示することで保険診療を受けることができるもの。

原則として、被保険者からの申請により交付します。 ※当分の間、職権により交付する場合も有り。

『資格情報のお知らせ（資格情報通知書）』とは

「マイナ保険証」を安心してご利用いただくために、健保組合が登録した資格情報を記載し交付する通知書です。機器トラブル等で「マイナ保険証」の読み取りができない医療機関等や、「マイナ保険証」に対応していない医療機関等での受診時に、「マイナ保険証」と共に受付へ提示することで、保険診療が受けられます。

ポイント

- 令和6年12月2日以降は
 - 再交付を含め、「健康保険証」は発行されない。
 - 医療機関等へは、「マイナ保険証」で受診することが原則となる。
 - 「健康保険証」や「マイナ保険証」を持っていない場合は、原則、申請に基づき健保組合から発行される「資格確認書」を提示のうえ受診する。
- 令和6年12月1日までに発行された「健康保険証」は、経過措置として令和7年12月1日まで利用可能。
- 受診の際、「マイナ保険証」のカードリーダーが使用できない場合は、「マイナ保険証」と併せて「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」（※）を提示する。
※「マイナポータル」の資格情報画面の提示でも可

2. 医療機関等を受診する際は（受診する時期ごと）

（1）令和6年12月2日～令和7年12月1日

→「マイナ保険証」又は「健康保険証」又は「資格確認書」で受診することが可能です。

「マイナ保険証」又は「健康保険証」のいずれもお持ちでない方等には、原則、申請に基づき当健保組合から「資格確認書」を交付しますので、それを医療機関等へ提示したうえで受診してください。

(2) 令和7年12月2日から

→「マイナ保険証」又は「資格確認書」で受診することが可能です。

令和6年12月1日までに発行された「健康保険証」の利用経過措置は、令和7年12月1日までとなりますので、令和7年12月2日からは、「健康保険証」での受診はできません。

3. オンライン資格確認等システムのしくみ

医療機関等の窓口で、受診者の健康保険の加入（資格）状況を、オンラインで照会するしくみです。この資格確認のためには、次の2点が必要となります。

(1) 受診者のマイナンバーを、当健保組合が登録済みであること。

受診者（加入者）のマイナンバーを、事業所（任意継続の場合は被保険者）から当健保組合に届け出ていないと、当健保組合はオンラインで資格確認をするための情報を登録できません。

(2) 受診者が、マイナポータル等でマイナ保険証の利用登録（マイナンバーカードを保険証として利用するための手続き）を完了していること。



4. 健康保険証以外の証について（令和6年12月2日～）

(1) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」

医療機関等へ「マイナ保険証」を提示してオンライン資格確認が行われる際、医療機関等は、受診者の限度額情報を照会することができ、窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなります。

このため、当健保組合に「限度額適用認定証」の申請をして交付を受ける必要はありません（「マイナ保険証」を利用できない人は申請が必要です）。

ただし、住民税非課税対象者（被保険者）については、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」の提出が必要です。

●いずれも、マイナ保険証利用登録者へは、原則として「認定証」の発行は行いません。

(2) 「高齢受給者証」

医療機関等へ「マイナ保険証」を提示してオンライン資格確認が行われることで、医療機関等は、受診者の負担割合情報を照会することができます。

●マイナ保険証利用登録者へは、原則として「受給者証」の発行は行いません。

(3)「特定疾病療養受療証」

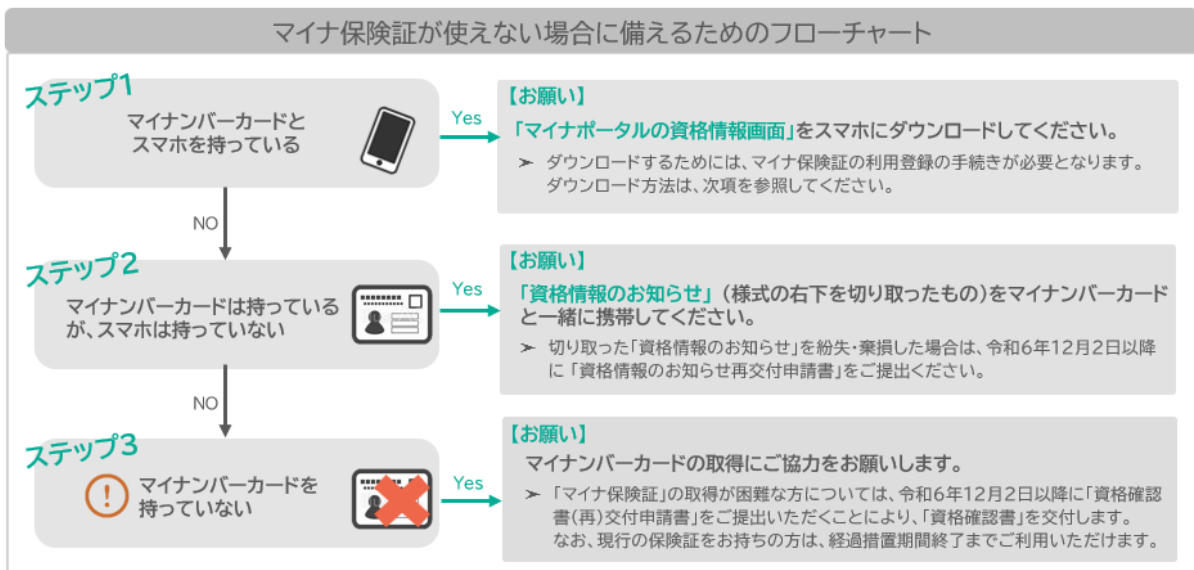
医療機関等へ「マイナ保険証」を提示してオンライン資格確認が行われることで、医療機関等は、受診者の自己負担限度額情報を照会することができます。

ただし、特定疾病の対象になる場合は、事前に当健保組合へ「特定疾病認定申請書」の提出が必要です。

- マイナ保険証利用登録者には、原則として「受療証」の発行は行いません。

5.「マイナ保険証」が使えない場合に備えること（「資格情報のお知らせ」等の用意）

システムの導入が義務化されていない一部の医療機関（高齢の医師等の医療機関）での受診、災害や障害で医療機関等のシステムが稼働できない場合など、「マイナ保険証」が使えない場合に備えて、下記のフローチャートを参考に「マイナポータル」の資格情報画面または「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」をご用意ください。



⚠ マイナナンバーカードをお持ちでない場合は、まず マイナナンバーカードを取得いただきますようお願いいたします。
マイナナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でも「マイナ保険証」の利用登録手続きができます。

6.（参考）マイナポータル」の資格情報画面

「マイナ保険証」で受診できないことを防ぐために、事前にマイナポータル（※）へアクセスして、「医療保険の資格情報画面」に最新の情報が登録されていることを確認してください（健康保険の記号・番号も確認できます）。

「医療保険の資格情報画面」が確認できれば、「マイナ保険証」で受診する準備は完了です。

※マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスのことをいいます。下記 QR コードまたは web、アプリからログインすることができます。



7. よくある質問

Q1：「資格情報のお知らせ」または「マイナポータルの資格情報画面」のみで保険診療を受けられるのですか？

A1：「資格情報のお知らせ」や「マイナポータルの資格画面」だけでは、保険診療を受けられません。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等へ受診する際は、「マイナ保険証」と一緒に窓口へ提示いただきます。

Q2：「資格情報のお知らせ」は、必ず携帯しなければならないのですか？

A2：「マイナポータルの資格情報画面」をダウンロードした場合は、「資格情報のお知らせ」を携帯する必要はありません。
「マイナポータルの資格情報画面」をダウンロードしたスマホは必要です。

Q3：「資格情報のお知らせ」を紛失した場合、どうするのですか？

A3：「マイナポータルの資格情報画面」を確認できる場合、再交付の手続きは不要です。
なお、「マイナポータルの資格情報画面」を確認できない場合は、「資格情報のお知らせ再交付申請書」で再交付の手続きをしてください。

Q4：氏名変更等があった場合、「資格情報のお知らせ」は再交付されるのですか？

A4：原則として再交付はいたしません。「マイナポータルの資格情報画面」のダウンロードでご対応ください。ただし、マイナポータルにログインできない場合で、再交付が必要な場合は、Q3の方法により申請してください。

Q5：「マイナ保険証」を持っていますが、念のため「資格確認書」も持っておきたい。「マイナ保険証」を持っていても「資格確認書」を交付してもらえますか？

A5：「**マイナ保険証**」により問題なく受診できる方には、「**資格確認書**」は交付できません。
「資格確認書」の交付対象となるのは、「マイナ保険証によりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方」に限られます。

Q6：「資格確認書」の発行には、申請理由が必要ですか？

A6：「マイナ保険証」によるオンライン資格確認（医療機関等の受診）を受けることができない状況にある方について、保険診療を受けられるようにするために交付しますので、交付対象者は以下の申請理由がある方に限られます。

- ①マイナンバーカードを紛失したため
- ②マイナンバーカードの更新手続き中のため
- ③マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため
- ④マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため
- ⑤マイナンバーカードを取得していないため
- ⑥マイナンバーカードを返納したため
- ⑦マイナ保険証での受診には第三者（介助者など）のサポートが必要なため
- ⑧資格確認書を滅失・き損したため

なお、申請にあたっては「資格確認書（再）交付申請書」の提出が必要です。

Q7:「資格確認書」は、どのように交付されるのでしょうか？

A7: 次のとおりです。

交付対象者	●令和6年12月1日までの加入者（健康保険証をお持ちの方） ⇒ 当健保組合において、マイナ保険証利用登録状況を確認のうえ、マイナ保険証を保有していない方全員に、令和7年12月1日（健康保険証廃止にかかる経過措置期間終了日）までに、例外的に申請によらず（職権）交付します。 ただし、令和6年12月2日以降、健康保険証を滅失（き損）した場合は、「健康保険証滅失（き損）届」と「資格確認書（再）交付申請書」の提出により交付します（Q6の申請理由参照）。 ●令和6年12月2日以降の加入者 ⇒ 原則として「資格取得届」「被扶養者（異動）届」に「資格確認書」の交付希望欄を設けると共に、「資格確認書（再）交付申請書」の添付をもって交付します。 ※加入後、随時申請も可能。また当分の間、職権により交付する場合も有り。
様式など	・大きさは、カードサイズ。材質は、厚紙（複製防止措置有）となります。 ・有効期限は、最長5年間とされていることから、更新サイクルが一定になるように設定します（有効期限：令和11年11月30日）。 ※更新が必要となることから、その都度、加入者及び事業所に事務負担が生じますので、「マイナ保険証」のようなメリットや利便性はありません。

Q8: 保険証廃止の経過措置（令和7年12月2日）以降、「健康保険証」は、返却するのでしょうか？

A8: 令和7年12月2日以降、「健康保険証」は使用不可となるため、返却は不要です。

Q9: 資格取得・認定後、「マイナ保険証」はいつから利用できますか？

A9: 原則として、当健保組合が、マイナンバーを含む資格取得・認定情報を基幹システムに登録した翌々営業日から、利用可能となります（タイムラグ有り）。

なお、マイナンバーが記載されていない届書の場合、利用可能になるまで相当な期間を要します。また、加入者は、当健保組合が、マイナンバーを含む資格取得・認定情報を登録後に発行する「資格情報のお知らせ」または、自身の「マイナポータル」から登録が済んでいることを確認できます。

8. マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル

マ イ ナ ン バ ー

0120-95-0178

受付時間（年末年始を除く）
平日 9:30～20:00
土日祝 9:30～17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
一時利用停止については
**24時間365日
受付!**

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等	その他のお問合せ
050-3818-1250	050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について Inquiries about Social Security and Tax Number System.	マイナンバーカード等 Inquiries about Individual Number Card etc.
0120-0178-26	0120-0178-27

マイナンバーカードの
↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

○ このご案内は、令和7年6月16日時点の情報に基づき作成しています。今後、取り扱いに変更等があった場合は、必要に応じて更新します。ご不明な点は、全国労働金庫健康保険組合 業務部（03-5217-3162）までお問合せください。